

議 会 議 案 第 2 号

新居浜市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

新居浜市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

新居浜市議会議員	加 藤 喜三男
新居浜市議会議員	大 條 雅 久
新居浜市議会議員	岩 本 和 強
新居浜市議会議員	真 木 増次郎
新居浜市議会議員	仙 波 憲 一
新居浜市議会議員	白 旗 愛 一

新居浜市議会会議規則の一部を改正する規則

新居浜市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10節 会議録（第77条—第81条）」を

「第10節 公聴会、参考人（第77条—第83条）」を

第11節 会議録（第84条—第88条） に、「第82条—第86条」を

「第89条—第93条」に、「第87条—第102条の2」を「第94条—第110条」に、「第103条・第104条」を「第111条・第112条」に、「第105条—第117条」を「第113条—第125条」に、「第118条・第119条」を「第126条・第127条」に、

「第6節 表決（第120条—第129条）」を

第7節 削除 に「第6節 表決（第128条—第137条）」を

条)」に、「第134条—第141条」を「第138条—第145条」に、「第142条—第146条」を「第146条—第150条」に、「第147条—第155条」を「第151条—第159条」に、「第156条—第162条」を「第160条—第166条」に、「第163条」を「第167条」に、「第164条」を「第168条」に改める。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第16条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第28条中「備え付け」を「備付け」に改める。

第38条第1項中「第136条」を「第140条」に改める。

第51条第1項、第55条第1項及び第76条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第164条を第168条とする。

第7章中第163条を第167条とする。

第6章中第162条を第166条とし、第157条から第161条までを4条ずつ繰り下げる。

第156条第2項中「第104条」を「第112条」に改め、同条を第160条とする。

第155条中「すべて」を「全て」に改め、第5章中同条を第159条とし、第154条を第158条とし、第149条から第153条までを4条ずつ繰り下げる。

第148条中「えり巻」を「襟巻」に、「かさ」を「傘」に改め、同条を第152条とし、第147条を第151条とする。

第4章中第146条を第150条とし、第142条から第145条までを4条ずつ繰り下げる。

第3章中第141条を第145条とし、第134条から第140条までを4条ずつ繰り下げる。

第2章第7節を削る。

第129条第2項中「すべて」を「全て」に改め、第2章第6節中同条を第137条とし、第128条を第136条とし、第120条から第127条までを8条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第119条を第127条とし、第118条を第126条とする。

第2章第4節中第117条を第125条とし、第109条から第116条までを8条ずつ繰り下げる。

第108条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第116条とし、第107条を第115条とし、第106条を第114条とする。

第105条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第113条とする。

第2章第3節中第104条を第112条とし、第103条を第111条とする。

第2章第2節中第102条の2を第110条とし、第98条から第102条までを7条ずつ繰り下げる。

第97条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第104条とし、第96条を第103条とし、第87条から第95条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第86条を第93条とし、第82条から第85条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第10節中第81条を第88条とし、第77条から第80条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章中第10節を第11節とし、第9節の次に次の1節を加える。

第10節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第77条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第78条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第79条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、

一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第80条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第81条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第82条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第83条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第97条第2項の改正規定(同条を第104条とする部分を除く。)は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(平成25年3月1日)から施行する。

提案理由

口頭説明